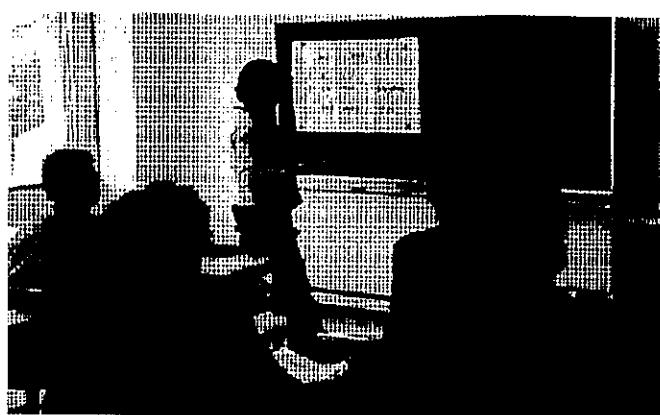
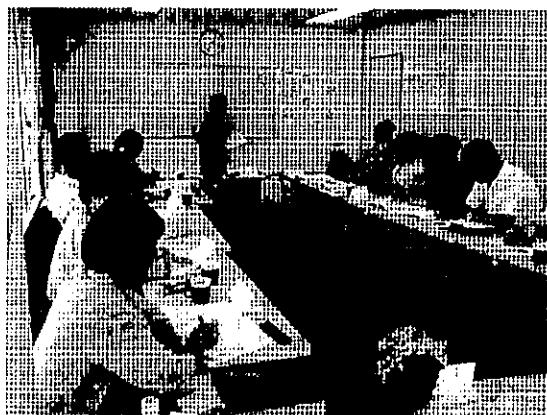


平成25年度地域生活支援事業の 実施方針等

～地域生活支援事業について～

～本日のメニュー～

- 1 中国残留邦人等の高齢化への対応について
- 2 中国帰国者支援・交流センターでの自立研修事業の実施
- 3 支援・相談員と自立支援通訳等との役割分担
- 4 中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウムの開催



はじめに

- ・介護保険を利用したいけど、使い方がよく分からない。
- ・現在、公営住宅の高層階に住んでいるが、足腰が弱くなつたので、バリアフリー化された公営住宅に住み替えたい。

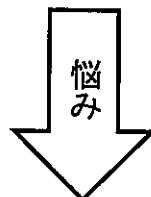


中国残留邦人Aさん

- ・中国残留邦人等を支援したいけど、介護保険制度についてうまく説明できない。
- ・介護保険制度は分かるけど、中国残留邦人等の特別な事情がよく分からない。



介護従事者Bさん
(支援通訳Cさん)



どのような支援が考えられますか？

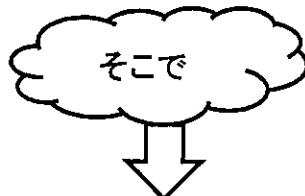
1 中国残留邦人等の高齢化への対応について

(1) 地域生活支援事業の活用

中国残留邦人等の平均年齢が70歳を超え高齢化し、介護サービスを利用する機会が増加。



セーフティネット補助事業には、高齢化に対応する具体的なメニューがないため、対応しづらい。



セーフティネット補助事業で実行可能な、高齢化対策に関する具体的な取組について推奨・周知(平成25年3月29日付社援支発0329第1号)。

(推奨する取組例)

①介護に関する研修会の実施

- ・関係機関が実施する介護に関する研修会等に実施主体職員が参加し、中国残留邦人等への理解、支援策の説明を行う。
- ・自立支援通訳、自立指導員等に対して介護保険制度の理解を深める研修会等を行う。
- ・自立支援通訳等に介護の現場を理解してもらうため、介護施設等を訪問し、施設や職員との情報共有、連携を図る。
- ・民間団体等が実施する介護に関する研修会等に自立支援通訳等が参加し、介護分野に関する資質向上を図る。

※従来から介護に関する研修会の実施は可能だったが、具体的に推奨する取組として示したもの。



中国残留邦人等を支援する側が介護に関する必要な知識、情報を得ることで中国残留邦人等に対して適切な支援が行える。

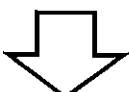
(具体例)

- ・介護支援通訳養成講座の実施
 - ・都道府県等主催の介護部局向け初任者研修への参加
 - ・介護施設の見学
- など

②介護保険制度利用時の通訳等支援の強化

→中国残留邦人等が介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合の通訳等支援を更に推進し、介護サービス等の利用に対する不安解消を図る。

※介護保険制度を利用する前の制度説明を行う際の通訳派遣も可能。



中国残留邦人等の介護保険制度に関する理解が深まることで制度利用につながるという期待が高まる。

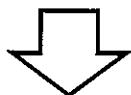
(具体例)

- ・中国残留邦人等とのやりとりの中で介護保険制度に興味を示す者に対して、パンフレット等を利用した制度説明
 - ・介護保険担当部局が地域住民を対象とした制度説明会開催時の通訳派遣
 - ・デイサービスなどの介護サービスを利用する前の施設見学時の通訳派遣
- など

③2世3世に対する介護関連の資格取得支援

→同行帰国した2世3世が介護分野での就労を希望した場合に教育訓練給付金を支給することにより、介護分野での支援者拡大を図る。

※従来からメニューにあったが、より具体化することで利用しやすくした。
（「就労に役立つ資格取得支援」を活用）



中国残留邦人等2世3世が介護分野の資格を取得することで、中国残留邦人等への支援につながる。

（具体例）

- ・介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員等への資格取得の場合、受講料・受験料の支給が可能

（2）介護情報提供事業の実施

高齢化している中国残留邦人等が円滑に介護サービスを受けられるよう各自治体で行われている研修会等の企画に際して中国帰国者定着促進センターにおいて情報提供を行うほか、介護支援の教材開発、人材情報のデータベース化等を行う。

（事業内容）

①介護研修相談員（仮称）の配置

セーフティネット補助事業において、介護に関する研修会を実施する際、より効果的な研修会を行うため、中国帰国者定着促進センターが介護研修相談員を選任（委嘱）し、主要地域に配置し、各自治体で行われる介護関係研修会等に対して、実施内容の相談・助言を行う。

②教材開発

研修会で使用する中国残留邦人等支援者向けの介護保険の内容、介護用語等の説明資料及び介護従事者向けの中国残留邦人等の特殊事情や生活習慣・食事等の違い、簡単な中国語、ロシア語に関する教材を中国帰国者定着促進センターにおいて教材作成委員により日本語と中国語、ロシア語で作成する。

③人材情報データベース等

各自治体で行われる介護関係研修へ派遣される講師等についてデータベース化を行う。また、各自治体からの要望に応じて、研修内容、場所等の条件にあった講師を紹介する。

○ 研修(教材)内容(予定)

①介護従事者向け

- ・残留を余儀なくされた特殊事情
- ・帰国者への援護施策
- ・一般的な帰国者の生活習慣(食事を含む)
- ・生活習慣の違いからくる効果的な介護方法(回想法に用いる用具等)
- ・簡易な中国語・ロシア語

②中国残留邦人等支援者向け

- ・介護保険制度の解説
- ・介護保険用語の解説
- ・介護申請から介護サービス受諾までの流れ
- ・介護実務、介護予防実務、心のケア講習

③共通

- ・介護従事中に発生した事案とその解決例
- ・介護従事者与中国残留邦人等支援者(行政・民間)との連携例

(3)バリアフリー化された公営住宅への住替え需要への対応

中国残留邦人等の高齢化に伴い、持病の悪化、身体機能の低下等により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要が高まっている。



住替えを希望する中国残留邦人等に対し、高齢化や個々の置かれた状況等を勘案して、公営住宅管理部局と連携を図って優先的に住替え出来るように配慮願いたい。

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付
国住備第143号各都道府県公営住宅管理担当部長宛国土交通省住宅局住宅
総合整備課長通知)

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

2 中国帰国者支援・交流センターでの自立研修事業の実施

最大20箇所設置していた中国帰国者自立研修センターは、平成24年度まで東京都と大阪府に設置されていた。



近年は居住希望地が分散傾向にあり、東京都や大阪府以外の地域に居住するケースが増加。



東京と大阪の中国帰国者自立研修センターを閉所し、広域的に居住する帰国者がより多く研修を受講できるよう、平成25年度より、自立研修センターの機能を必要に応じて中国帰国者支援・交流センターに移行し、自立研修事業を実施することにより、定着直後の学習・指導機能を維持する。

※平成25年度は北海道と首都圏の支援・交流センターにて実施している。

自立研修事業の実施

従来の支援体制

中国帰国者定着促進センター(所沢)

帰国後6ヶ月、
入所
・日本語教育
・生活指導
・職業指導

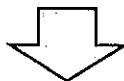
中国帰国者自立研修センター
〔委託先: 東京都、大阪府〕

定着後8ヶ月、通所
・日本語指導
・生活指導
・就労相談、指導

地域生活支援事業
(都道府県、市区町村) 補助金
永続的利用
・ネットワーク事業・日本語教育・通訳等派遣
・プログラム事業

中国帰国者支援・交流センター
〔委託先: 民間団体(7カ所: 北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)〕

永続的利用、通所
・日本語学習・地域生活支援推進事業・生活相談
・普及啓発・情報提供
・職業相談
・地域支援・交流事業
(職業安定局所管)



見直し後の支援体制

中国帰国者定着促進センター(所沢)

帰国後6ヶ月、
入所
・日本語教育
・生活指導
・職業指導

中国帰国者支援・交流センター
〔委託先: 民間団体(7カ所: 北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)〕

自立研修事業
〔委託先: 7箇所のうち必要なセンター〕
定着後8ヶ月、通所
・日本語指導
・生活指導
・就労相談、指導
(他団体への再委託可)

永続的利用、通所
・日本語学習・地域生活支援推進事業
・生活相談・普及啓発
・地域支援・情報提供
・職業相談
(職業安定局所管)

地域生活支援事業
(都道府県、市区町村) 補助金
永続的利用
・ネットワーク事業・日本語教育・通訳等派遣・プログラム事業

3 支援・相談員と自立支援通訳等との役割分担

<支援・相談員の役割>

支援・相談員は中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うとともに、安心した生活が送れるよう支援するなど、重要な役割を果たしている。

(主な業務)

- ・中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員の補助業務
- ・支援給付受給世帯に対する家庭訪問

<自立支援通訳の役割>

自立支援通訳は中国残留邦人等の医療機関受診時、公共機関のサービス利用時などの通訳を行っており、地域社会で生活していくうえで重要な役割を担っている。

(主な業務)

- ・医療機関で受診する場合の通訳
- ・関係行政機関から援助を受ける場合の通訳

<支援・相談員及び自立支援通訳の配置状況(平成24年度)>

(単位:自治体)

支援・相談員	自立支援 通訳	内数		
		両方を配置	相談員のみ	通訳のみ
都道府県	47	24	24	23
政令市・中核市	59	31	31	28
一般市	177	58	44	133
合計	283	113	99	184
				14

支援・相談員業務実施状況報告書によると、支援・相談員業務が通訳業務に携わる割合が全体の約2割強となっている。

※支援・相談員配置経費:都道府県事務委託費にて支出

自立支援通訳等派遣経費:セーフティネット補助事業にて支出



両事業の経費の執行状況において、委託費に余裕がなく、補助金に余裕がある状況となっているため、補助金事業の自立支援通訳等派遣事業の促進に努めていただきたい。

<支援・相談員の業務別活動内容(全自治体分合計)>

業務内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	3カ年平均
支援給付業務	64%	67%	69%	67%
自立指導業務	9%	11%	9%	9%
通訳業務	27%	22%	22%	24%

平成24年度までは、国で示している参考単価は、

支援・相談員：9,360円

自立支援通訳：6,500円

自立指導員：7,200円

※各自治体の規程に基づき報償等の単価設定が可能。



自立支援通訳、自立指導員の業務内容の重要性、支援・相談員との均衡を考慮。



平成25年度より、いずれも9,360円に統一。



支援・相談員に通訳業務が集中しないよう、また、今後の中国残留邦人等の高齢化による介護及び医療に関する通訳派遣の増加を考慮し、自立支援通訳の更なる配置、活用について、積極的にご検討いただきたい。

4 中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウムの開催

中国残留邦人等が経験した労苦について広く世代を超えて知っていただく機会として平成20年度から「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」を開催している。

平成25年度は、平成26年2月8日(土)に宮城県仙台市での開催を予定しているので、開催の際には周知など協力願いたい。

平成24年度シンポジウム(北海道札幌市)

